

## (個人用) 指定事項変更時必要書類確認表

変更があった場合は、変更があった日から 30 日以内に必要な書類を提出してください。

変更があった指定事項に応じて、表中の○印の書類が必要です。

個人の場合

確認欄	提出書類	事業所の名称及び所在地の変更	氏名又は住所の変更	主任技術者の氏名または交付を受けた免状の番号の変更	備考
<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書	○	○	○	※個人事業者の代表者の変更は出来ません。その場合は、「廃止届」⇒「新規申請」となります。
<input type="checkbox"/>	給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書	—	—	○	
<input type="checkbox"/>	住民票の写し	—	○	—	発行日より 3 か月以内のもの(原本)コピー不可
<input type="checkbox"/>	給水装置工事主任技術者 免状のコピー	—	—	○	新しく選任する場合
<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者 業務内容確認書	○	○	—	

連絡先：東大阪市上下水道局水道施設部水道管理室給水課

電話番号：06-6724-1221